

市民参加懇話会提言書

平成18年11月

千葉市市民参加懇話会

目 次

はじめに	1
第1章 市民参加・協働の意義	2
1 背景	2
2 市民参加・協働の視点	5
3 市民参加（広義）の段階的理解	10
第2章 千葉市の市民参加・協働の現状と課題	14
1 現状	14
2 課題	20
第3章 千葉市における市民参加・協働の基本理念と基本的方向性	26
1 基本理念	26
2 課題解決に向けた基本的方向性	27
第4章 市民参加・協働の進展のための施策	31
1 市民参加・協働主体の拡大のために	31
2 市民意見の政策への反映のために	32
3 市民と行政の信頼関係の構築のために	33
4 市民と行政との役割分担の見直しのために	33
5 市民相互および市民と行政との合意形成のために	34
6 当事者（行政・市民）の意識改革のために	35
おわりに	36
資料（検討の経過、設置要綱、委員名簿）	37

はじめに

千葉市市民参加懇話会は、千葉市における市民参加と協働のあり方を検討するため、学識経験者や市民団体代表者、さらには公募で選ばれた市民からなる15名の委員により設置された。

平成18年5月30日に、第1回懇話会を開催して以来、約6か月間にわたり、千葉市における市民参加と協働はどうあるべきかを基本テーマに、千葉市の市民参加と協働の現状と課題、基本理念、基本的方向性、市民参加の手法等について、立場を異にする15名の委員が市民参加と協働に対するそれぞれの思いを込め、意見をぶつけ合いながら、その成果をまとめたものである。

それは、市民参加・協働について行政がいかにあるべきか、そして市民がいかにあるべきかを考えたものである。その中心は、市民参加から協働に向けて、行政は市民の主体性を重んじ、市民はより主体性を持って、公共活動を行うべきことにある。

この提言が、今後予定されている市民参加推進計画の策定に十分に反映されることを期待している。

平成18年11月

千葉市市民参加懇話会 委員一同

第1章 市民参加・協働の意義

1 背景

(1) 地方分権の進展（団体自治の拡充）

平成12年4月1日に地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度の廃止、地方自治体に対する国・県からの関与の見直し、地方自治体への権限委譲等が行われた。その結果、地方自治体の自己決定・自己責任の範囲が拡大され、住民の代表機関である議会と首長の権限が大いに強化された。こうした地方分権改革は、地方自治体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていく「団体自治」を拡充するものである。

一方、地方自治には、「団体自治」と共に、住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていく、もう一つの自治、すなわち「住民自治」がある。今、団体自治の拡充に対応して、その拡充が求められている。

(2) 社会の変化による市民ニーズの多様化

少子高齢化の進展による社会構造の変化は、核家族化や高齢世帯の増加等、社会全体に大きな影響を与えている。また、近年は、社会環境も変化し、非正規労働領域の拡大に伴う各種社会保障の不安定化、生活保護対象数の増加、ニートの増加など格差社会の広がりも見られるようになっている。

他方、社会経済の変化から、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」を求める価値観が広がる傾向にある¹。さらに、産業構造の変化や教育水準の向上などから、女性

¹ 内閣府「国民生活に関する世論調査」（平成17年6月）

今後の生活において「心の豊かさ」を重視する人の割合は、57.8%にのぼっており（「物の豊かさ」を重視する人の割合は28.4%）、かつ増加傾向にある。

の社会進出が進むとともに、共働き世帯が増加しており²、男女ともに職場、地域、家庭にバランスのとれた多様なライフスタイルへの転換が求められるようになるなど、市民の価値観やライフスタイルが大きく変化し、個性や多様性が重視されるようになった。このような社会の変化の中、市民ニーズもこれまで以上に高度化し、多様化してきている。

(3) 公私区分の流動化

今、既存の制度と現場との間（行政から提供されるサービスと市民が欲するサービスとの間）でズレが生じるようになってきている。その原因の一つに、「公」と「私」の区分の流動化があげられる。これまで、個人や家庭の問題は「私」の問題として捉えられ、行政は関与しなかった。しかし、これまで個人の問題、「私」の問題として捉えられてきた事柄の中に、市民に共通の問題、「公」の問題として捉えられるものが出てきている。「公」と「私」の区分は、改めて捉えなおす必要がある。

また、これまで、「公共性」の判断は、専ら行政が行ってきた。しかし、行政が一定の権限と理由に基づいて独占的・画一的に判断するところに見出されるという「公共性」の考え方は、もはや通用しなくなっている。そして、「公」と「私」の間の領域に「公共性」の判断を模索する動きが生まれてきている。「公共性」については、「社会における共通の事柄が、いかなる人々をも排除することなく、開かれた討論を通じて解釈され具体化されていかなければならないと考える規範（規準）」と捉えられる。

² 総務省統計局「労働力調査」

平成17年の女性の労働力人口は2,750万人、労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は48.4%となっている。また、共働き世帯数は988万世帯にのぼり、増加傾向にある。

(4) 公共を担う多様な主体の登場

「公共」の領域が拡大する中で、市民や市民団体、NPO等が、防災・防犯、環境美化などの地域活動をはじめ、福祉の増進、子どもの健全育成など様々な分野で主体的に活動を展開するようになってきており、千葉市においても、1,000を超える町内自治会や200を超えるNPO法人などが「公共」の領域で活動している。また、今後、いわゆる団塊の世代が退職期を迎えるが³、この世代の社会貢献意識は高く⁴、地域社会において様々な知識や経験を活かして活躍していくことが期待される。

これら公共を担う多様な主体がなければ、高度化、多様化した地域の諸問題は解決が困難な状況になってきている。市民参加・協働とは、こうした多様な主体の活力を活かしていくことを意味している。

(5) 公共領域の拡大と行政を中心とした公共サービス提供の限界

これまで、「公共サービス」は主として行政が市民に対して提供すべきもの、すなわち「行政サービス」として提供すべきものであると考えられていた。しかし、少子高齢化による社会構造の変化や市民の価値観・ライフスタイルの変化等に伴って、新たな公共的課題も生じてきており、これらを行政のみが厳しい財政状況の下で担い続けることは質的にも量的にも限界がある。

これに対して、公私区分の流動化と公共を担いうる多様な主体の登場は、こうし

³ 平成18年9月末日現在の55～59歳の千葉市人口(住民基本台帳、外国人登録)は、約77,000人

⁴ 内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成18年2月)

「日頃、社会の一員として何か社会のために役立ちたいと思っている」と答えた人の割合は、全体で61.1%に対し、55～59歳では68.1%となっている。

た問題を克服していく可能性があることを示している。市民と行政がともに公共の活動を担うということには、「公共サービス」提供の新しいあり方が期待されているのである。

2 市民参加・協働の視点

公私区分の流動化に伴い、市民が自立して担うべきことと行政がその権限を持って担うべきこととの境界線が流動化し、改めてその見直しが始まっている。同時に、市民と行政が協力しながら地域の自治を実践していく方向性も模索され始めている。市民が主体性を持って公共の活動を担っていくという現象は、「市民参加」・「協働」・「自治」の流れとして捉えられるが、そうした中で各地方自治体は、自らにふさわしい仕組みづくりを求められている。

(1) 住民自治の拡充

地方自治は、民主主義の原点であるといわれている。

様々な市の行政過程で市民が行政に意見を述べる市民参加や、市民と行政が互いに主体性を持ち、共通の目的を達成するために実施していく協働は、団体自治の拡充に対応して、市民による自己決定・自己責任の範囲を広げ、住民自治を拡充するものである。主権者である市民が、豊かな経験や知識を公共の場に活かすことによって、地方分権のさらなる進展と民主主義の実質的な浸透が期待される。

(2) 当事者や現場に即した課題の解決（市民視点の行政）

住民自治に基づく「公共性」の実現にあたって重要なことは、当事者や現場に即した課題の解決を図らなければならないという点である。この原則こそが、「公共性」の内容を決定していくのであり、その最適な実現の指針となっていくのである。

「公共性」の判断は、行政だけに任せておいていいものではない。現場で問題を抱えている当事者の声を行政がどれだけ聴き、相互に共有できたかが重要であり、「公共性」の判断は、その上でなされなければならない。市民参加・協働は、当事者である市民の立場を重視し、市民が共通して持っている「公共」の課題を現場に即して解決していくことを可能にするものであり、市民視点による行政の実現に不可欠な要素である。

(3) 行政活動の透明性の向上と説明責任

市の行政活動は、広範多岐にわたっており、市民からみれば、きわめて専門的で複雑な内容であるため、ともすれば不透明にみえることさえある。行政過程に市民が参加することは、市民が市の実情や施策・事業を知り、市が市民の考えを知る機会となるばかりでなく、市民と市、市民相互間の理解が進むことも期待される。さらに、市民参加・協働を通して行政が説明責任を果たすことが、行政に対する信頼を深めるために大切である。

(4) 「新しい公共空間」の形成

拡大していく「公共」の領域を行政のみが担い続けることは困難になっている。「公共」の領域で活動をする市民や市民団体、NPO等は、「公共サービス」の新たな提供主体である。こうした私たち市民の活動が、「公共領域」と「行政領域」との隙間を埋め、多元的な主体によって担われる「公共」、「新しい公共空間」の形成を可能とするものである。「新しい公共空間」においては、市民、地縁団体を含む市民団体、NPO、さらには企業がそれぞれの特長を生かした活動を通し、地域全体としての活力を高めていくべきである。そのためには、この公共空間が、生活の現場に立脚しながら、よりよい生活環境の実現と問題の解決を図るために、多

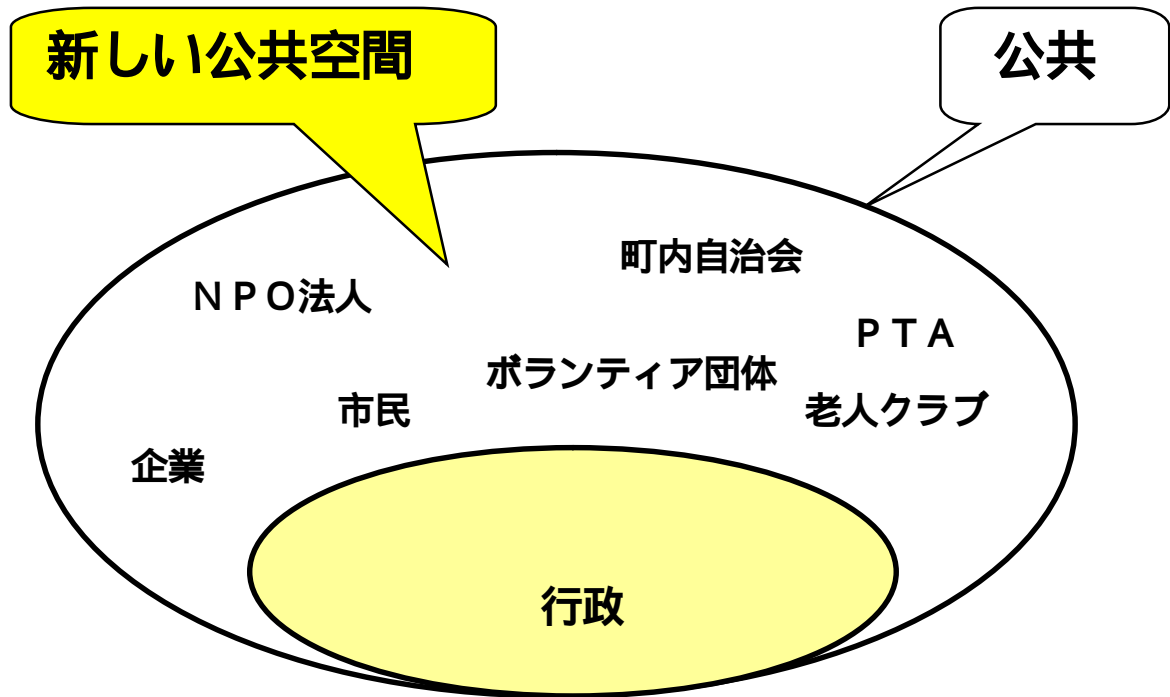
様な主体が能力を最大限に発揮して協力し合える開かれた場とならなければならない。

その際には、個人ができることは個人が行い、個人ではできないことについて集団が行うという「補完性の原理」の考え方も参考になろう。「補完性の原理」(Principle of Subsidiarity)とは、個人ないし集団の意思を尊重し、それより大きな団体は、個人ないし集団の能力が不足する場合に補完的に援助すべきであるという考え方をいう。これは、当事者にとって最適な役割分担で問題解決を図ろうとするものである。

「新しい公共空間」における協働は、行政とともに活動する多様な主体が力を結集して「新しい公共空間」を持続的に創造し、豊かにしていこうとする営みであり、これまで以上に、市民や市民団体等が、「新しい公共空間」の形成に参加できるような仕組みを整備していくことが必要である。

【参考1】 市民参加・協働の観点から見た多様な主体によって担われる新しい

公共空間のイメージ図



NPO

NPOは、広義には、利益の分配を行わない組織・団体を指し、各種のボランティア団体や市民活動団体といった任意団体を含む。狭義には、特定非営利活動促進法に基づき法人格を得た団体（特にNPO法人と呼ぶ）を指す。

ボランティア団体

ボランティアとは、営利を目的としないで、自発的に社会貢献活動を行う個人のことをいう。そして、ボランティア団体とは、同じ目的のボランティアが複数集まり、活動するための組織体のことをいう。

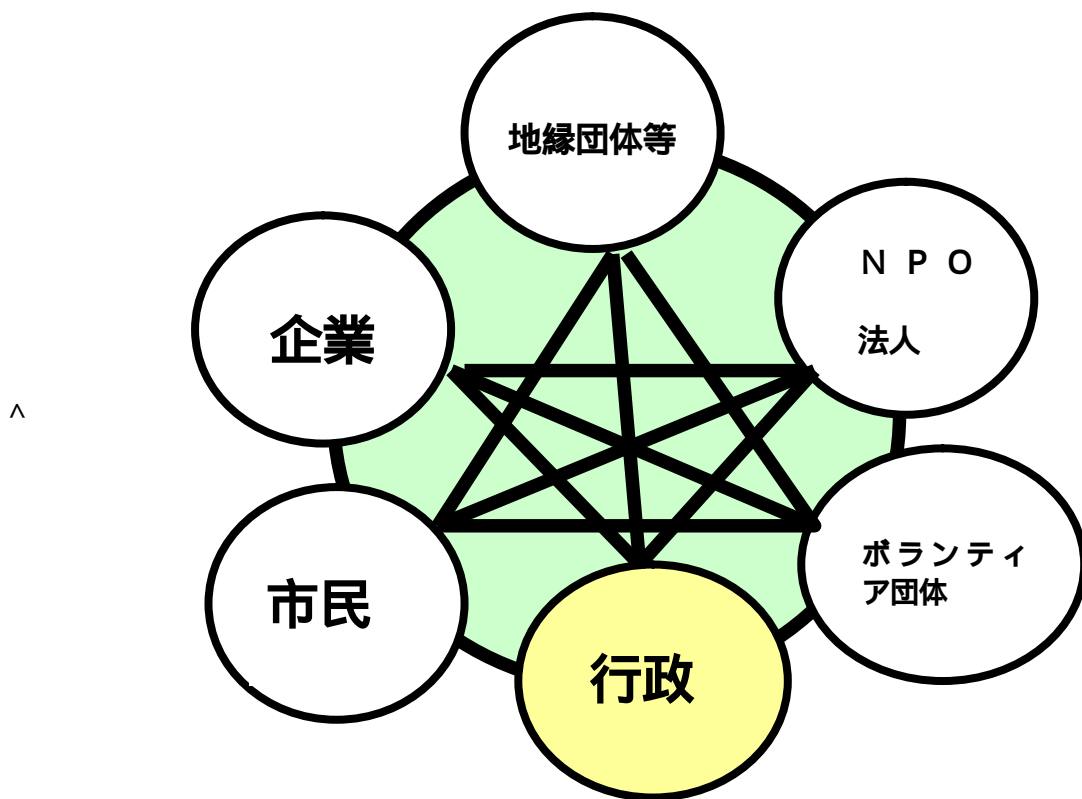
地縁団体等

地縁団体とは、町内自治会など、一定の区域内に住所を有するという「つながり」に基づいて組織された団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な協働活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている団体をいう。

地縁団体以外にも、PTAなど特定目的のために活動を行う団体や、子ども会や婦人会、老人クラブといった構成員に年齢や性別等の特定の属性を必要とする団体がある。

これらの多様な主体が行政と共に連携・協力していき、「新しい公共空間」が構築されていく。

【参考2】 「新しい公共空間」における各主体間の連携イメージ図



3 市民参加（広義）の段階的理解

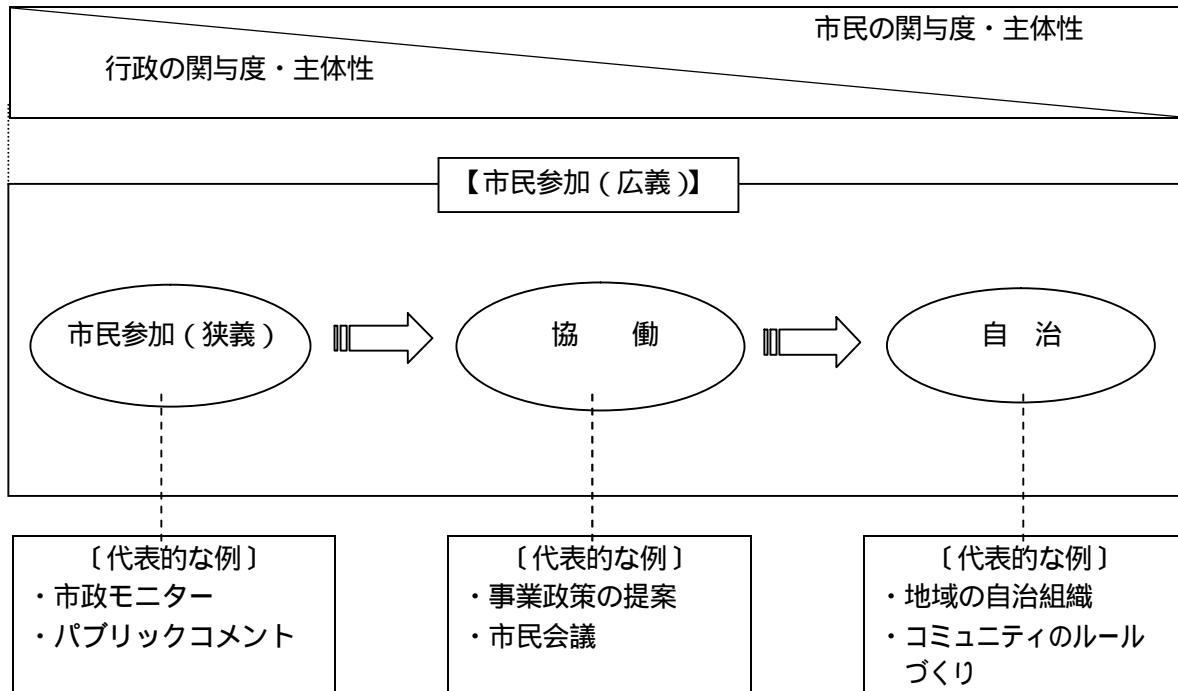
(1) 市民参加（狭義）・協働・自治の定義

広義の市民参加とは、「市民参加（狭義）」と「協働」、「自治」を含んだ広い概念である。市民の行政への関与は、「新しい公共空間」の拡大とともに深まっており、市民が行政に参加する「市民参加（狭義）」だけでなく主体的な役割を担う「協働」へと進みつつある。そして、市民が公共の活動に強い主体性を持つようになっていくにつれて、「自治」ということが実現されていく。これらは「市民参加（狭義）」「協働」「自治」の流れとして段階的に捉えることができる。

この提言では、「市民参加（狭義）」と「協働」とを区別するため、単に「市民参加」と表記した場合は、狭義の市民参加として用いる。

【参考3】

市民参加(広義)の段階図



「市民参加」

市の施策の計画、決定、執行及び評価の過程において、市民が自己の意思を行政に反映させるために意見を述べ、又は提案すること

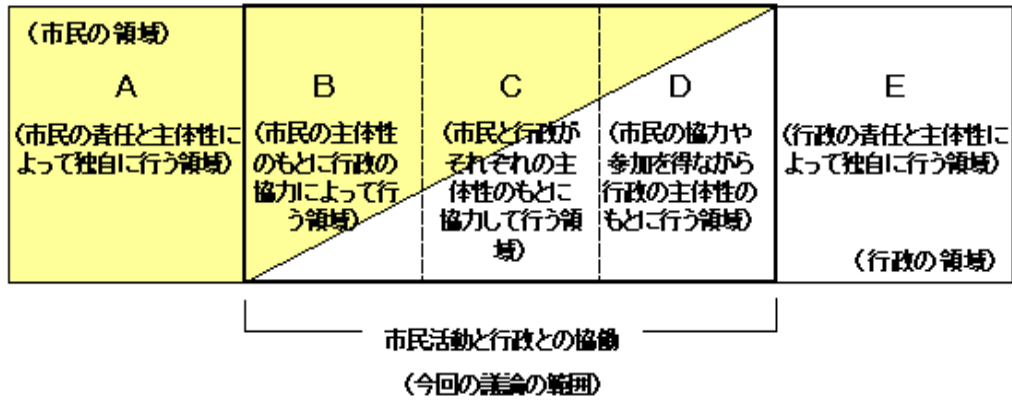
市民参加の意義は、住民自治の拡充、市民視点の行政運営、行政活動の透明性の向上などを実現することにある。市民が意見を述べ、提案する機会は、これらを実現するための契機として、行政活動の様々な過程においてそこにふさわしいものが設けられるべきである。

「協働」

市民と市が共通の目的を達成するため、それぞれ自らの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し合い、又は補完しあうこと

「協働」は、市民と市が課題を共有することからはじまる。そして、「公共」の課題としての認識とそれを解決しようという目的を共有するため、市民と市との様々な話し合いや協議の場を通して合意形成し、それぞれがいかなる役割と責任を負うのかを自覚して進められる。さらに、「協働」の実質として、市民の「主体性」が尊重されなければならない。「協働」には、市民と行政の双方の主体性を持った活動が必要であるが、市民の主体性が色濃く発揮されるもの（市からの事業支援）もあれば、市民の主体性が薄いもの（市からの事業委託）もある。いずれの場合であっても、協働にあっては市民の「主体性」が尊重されなければならない。

【参考4】 協働の範囲



横浜市市民活動推進検討委員会報告書より

「自治」

地域社会が一定の自立を保つ中で、地域住民が自らの生活に関する事柄を主体的に捉え、決定し、実践していくこと

自治とは、基本的に地域の住民の自律と自己統治を原則とする考え方である。個々人が何ら統制を受けることなく、自らの規範や目的を定め、自らが自らを律していくところに自治があると言われる。そのためには、地域社会を構成する個人や集団が、自らの自律を維持するための制度の形成と運用に参加し、その過程を統制する権能と能力を有することが要請される。いわば、民主主義社会の究極的な理念形態と言えるものである。

こうした「自治」は、基本的には、市民自らがルールをつくりコミュニティを運営していくことを意味している。例えば、そのまちにふさわしい景観を維持するための規制を考えたまちづくりを実践したり、安心・安全なまちを自らの手でつくり維持していくために、地域住民が相互に協力しあったりすることが挙げられる。

(2) 市民参加の段階的理解

「市民参加」と「協働」の違いは、各事業や施策における市民と行政間の関与の度合いによる。また同時に、双方の主体性の度合いも関わってくる。即ち、「市民参加」は行政が主体であり、市民は自己の意思を反映させるため、行政過程に関与するものであるのに対し、「協働」は、市民も行政も共に主体性を持ち、相互に協力して公共の活動を行っていくことである。そして、「協働」よりもさらに市民の主体性が強まると「自治」にいたる。

「市民参加」「協働」「自治」という流れの中で、現在は、従来の市民参加の見直しが始まり、協働のあり方が模索され始めている段階と言える。即ち、従来からの市民参加を、より市民が主体性を持って活動にあたる協働の観点から見直していくことが求められているのである。

第2章 千葉市の市民参加・協働の現状と課題

1 現状

(1) 概況

平成17年度に市で行われた市民参加・協働の手法や事業は、184件にのぼっており、手法・形態別に件数を見ると、アンケートが8件、市政モニターが1件、意見・アイデア等の募集が6件、公聴会・住民説明会が2件、シンポジウム・フォーラムが2件、地域別懇談会が3件、パブリックコメントが1件、ワークショップが18件、審議会（公募委員が含まれるもの）が3件、市民会議が24件、事業支援が59件、事業委託が30件、事業共催等が27件となっている。

これらのうち、からは手法に関するもので、市民会議やワークショップの件数が多く、意見聴取型（アンケートや意見・アイデア等の募集、市政モニター、パブリックコメント）と対話型（公聴会・住民説明会、シンポジウム・フォーラム、地域別懇談会、ワークショップ、審議会、市民会議）に分類すると、意見聴取型が16件、対話型が52件で、対話型が多く行われている。

次に、からは事業形態に関するもので、市民の活動に対し財政的、人的、物的な支援を行う事業支援が最も多く実施されている。

また、これらを局別に見ると、都市局20件、美浜区役所20件、環境局18件、若葉区役所18件、市民局17件、中央区役所17件、稲毛区役所17件の順となっている。

(2) 手法・形態別の状況

平成17年度の市民参加・協働の手法・形態ごとの状況は、次のとおりである。

アンケート

アンケート調査は、行政から市民の意向、ニーズ、満足度等を調査するもので、計画策定に先立ち予備調査として行う場合や、世論調査のように定期的に調査する場合などがあり、広く市民の意識を知る手法として様々なところで用いられている。市で行われているアンケートの多くはイベント実施の際に行うアンケートであり、そのほか、事務事業評価に当たっての成果把握のためのアンケートや都市計画道路の沿道地区整備計画のためのアンケートが行われている。アンケートは設問が予め決まっているため、意見内容の自由度は限られている。

市政モニター

市政モニターは、市からの参加呼びかけに応じて希望した市民がモニターとして登録し、市に意見等を提出し、市がその意見等を施策に反映させるものである。市では、市民56人に市政モニターを委嘱し、行政一般について意見を募集している。市政モニターは、市民から自由に意見を述べることができ、意見内容の自由度は大きいものの、市政モニターとして登録できる人数は限られている。

意見・アイデア等の募集

意見・アイデア等の募集は、市民が行政とは異なる立場から自らの意見やアイデアを示す手法である。市では、市長への手紙、陳情・要望書といった伝統的なものから、ITを活用したインターネット広聴まで様々なものが行われている。また、都市計画道路の見直しのように特定のテーマについて意見・アイデア等を募集したものもある。この手法は、市民からの意見内容の自由度も大きく、参加

主体にも限定がない。また、提出した意見によっては具体的政策に結びつく場合もある。

公聴会・住民説明会

公聴会・住民説明会は、市民に対し行政が事業決定前に考え方を説明し、市民から意見を聴く手法である。市では、市民の要望に基づいた介護保険制度の説明会や公園の設計についての説明会を行っている。いずれも市の具体的な施策・制度を対象にしたものである。公聴会や住民説明会は、行政から説明を聴く受身的な手法ともみられるが、実際は、市民が会合に出向き、質問・疑問を投げかけ施策に対する理解を深める積極的な面もある。

シンポジウム・フォーラム

シンポジウム・フォーラムは、特定のテーマについて討論や意見交換を行うもので、多数参加型の手法である。市では、環境シンポジウムや女性フォーラムを行っている。シンポジウムやフォーラムは、各分野で計画を策定したり制度を作ったりする際に、市民に知らせ、理解を深めるという機能も持っている。シンポジウム・フォーラムは、行政が準備した市民参加の手法ではあるものの、この手法を契機に、市民が自発的な意見や討論を行うきっかけを作るものとなる。

地域別懇談会

地域別懇談会は、行政職員が各地域に出向き、施策の説明や意見交換を行うものである。市では、環境、まちづくりの分野で行っている。平成18年度から市政出前講座が実施され、市政各般について地域別懇談会が開催されるようになっている。行政の関与はあるものの、開催には市民からの要望が必要であり、その点で、ある程度の市民の主体性が見られる。

パブリックコメント

パブリックコメントは、市の重要な施策について案を公表し、広く意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表するものである。平成 17 年度は、11 施策について 900 件を超える意見が出されており、市民参加の代表的な手法の一つとなっている。パブリックコメントは、市民からの意見の自由度は大きく、参加主体も限定されない手法で、かつ、簡便な方法で重要施策に対して意見を表明できることから、幅広い市民に参加の道を拓く大切な手法といえる。

ワークショップ

ワークショップは、目的や課題を設定し、学習しながら取り組む参加体験型のプログラムである。市で実施されている分野としては、公園、道路等のまちづくり関係が多数を占めるが、福祉、環境などの分野でも行っている。この手法は、行政過程の執行段階において用いられることが多い。ワークショップは、地域にかかわる情報を市民と行政が共有し、ともに考える「場」となっている。例えば、地域福祉計画の策定にあたり、各区に複数設置された地区フォーラム（ワークショップ）が、地域の課題の洗い出しから計画案づくりまでを行っており、運営全般に渡り、市民が主体性を強く発揮しやすい手法である。

審議会

審議会は、行政から諮問された事項について学識経験者や利害関係者などが調査・審議し、意見を答申する合議制の諮問機関である。市には多くの審議会が設置されているが、市民参加の観点から、公募委員を採用している審議会についてみると、平成 17 年度に開催された公募委員を含む審議会の数は 3 件にとどまっている。意見内容の自由度は大きいものの、参加主体は委員に限定されている。

市民会議

市民会議は、地域の公共的課題の解決に向け、行政と協力・連携して多様な協働主体が主体的・継続的に活動を行う中間的な組織または場の一つ⁵である。多様な価値観や意見を有する市民が議論し合い、互いの意見や利害を調整する中で、合意形成を図る手法といえる。市では、各区に設置された区民懇話会で地域の様々な課題について議論が行われたほか、コミュニティセンターの運営に関する会議等が実施されている。行政が場を設定するが、市民の発言の自由度が大きく、市民の関与度も高い。

なお、区民懇話会については、これまでに活発な議論が行われ、様々な提案がされてきたが、後述するように、見直すべき点も出てきている。

事業支援

事業支援は、市民の自発的・主体的な公共の活動に対し、行政から財政的、人的または物的な支援を行う形態である。市では、資源回収を促進するための補助金の交付や公園清掃の協力団体に対する報奨金の支給、防犯パトロール隊への物品配布による支援などを行っている。

市民の自発性・主体性が強い形態であり、協働からさらに市民の自治の段階までいたる要素もある。

事業委託

事業委託は、行政の事業について、市民が有する先駆性、専門性、柔軟性等を

⁵ 中間組織・中間団体

本提言書で用いる「中間団体」とは、個人と国家との間あるいは行政と市民との間に多様に存在する団体・集団を指している。言い換えれば、市民参加・協働を担う多様な主体を意味するものである。また「中間組織」とは、これらの多様な中間団体と行政とを媒介する組織体・会議体を指しており、市民や市民団体等の相互の連携や情報交換などの機能を有し、政策提言等を行うものである。

発揮するため、市民がその実施を引き受けるもの（行政からみれば事業を委託するもの）である。市では、千葉市民活動センターの管理運営業務の委託や里山の保全事業の委託、運動広場の管理運営の委託などを行っている。

委託の形態は様々であり、ごみの収集・運搬や庁舎の清掃・警備のように業務の細部まで行政が決定したものを執行するものは、市民の主体性がなく、もとより協働として捉えられない。協働としての委託は、その事業が公共性を有しているだけではなく、受託者である市民が行政との関係において主体性を有しているかどうかによって判断される。行政の主体性が強いので、市民の主体性が発揮できるかどうかポイントである。

事業共催等

事業共催等は、市民と市が共催の形で事業を実施する場合や、市民と市が協力して実行委員会を設け事業を実施する場合、市の行事に賛同して市民が自発的に参加する場合などの形態である。消費生活展や環境保全活動の展示会を市民団体が市と共に実施したり、リサイクル情報紙の発行にあたり市民が編集員として参加するなど、様々な取組みが行われている。

2 課題

千葉市の市民参加・協働の現状から、これまで様々な手法を用い、取り組んできたことは理解できる。しかし、これまでの取組みは、市としての明確な方針がないまま、各部署が実施してきており、部署によって相当のバラツキがみられる。これらの取組みを一概に評価することは難しいが、市民アンケート調査⁶では、市民は、市の施策に市民の考えをより反映させることを求めており、また、情報の不足や時間の制約などから多くの市民が参加・協働の経験がない反面、その大部分は参加・協働をしたいと考えている。今後、市民参加・協働を推進するにあたっては、その基本となる理念や方向性を明確にし、そして、多くの市民が参加できる環境づくりや主体的に公共の活動を行い協働するための仕組みづくりが必要であると考えます。

なお、今後の広義の行政活動⁷の取組みにあたっては、市民参加から協働への流れに留意する必要がある。市民参加 協働 自治という流れの中で、千葉市の現状は、まず協働の観点から市民参加のあり方を見直すことが大事であろう。

市民参加は、行政が主体となって、行政が用意した制度や仕組み（アンケート、審議会、パブリックコメント等）の中で市民が意見を述べ、提案するものであり、基本的に行政主導の手法である。

一方、協働は、双方が主体となって、まちづくりや環境保全など様々な公共課題を協力し合いながら解決していくものである。行政が市民に協力を求めることによって行わ

⁶ 市民参加・協働についてのアンケート調査

平成18年8月に20歳以上の市民3,000人を対象に行った市民参加・協働に関する意識や経験等についての調査

⁷ 広義の行政活動

行政活動は狭義には、行政のみが担う活動を指すが、広義には狭義の行政活動のほか、市民や市民団体などの多様な主体が行政と共に担う公共的な活動を指す。

れる場合もあれば、市民が暮らしの中から課題を発見し、行政に働きかけてはじまる場合もある。住民自治を基盤とした公共の活動とまちづくりが実践されていくには、協働の要素を加味した形で、手法の見直しと公共空間の形成を実現させていくことが求められるのである。そして、今、地方自治体は、拡大する公共領域を町内自治会、ボランティア団体、NPO法人など多様な主体（中間団体）と共に担っていくことが不可避となっており、協働の質的、そして量的豊かさが求められている。

今後、参加・協働を進めていくにあたって乗り越えていくべき課題は何であるか。懇話会における議論を集約し、市民参加、そして協働についての課題を以下に示す。

(1) 多くの市民による参加、そして協働へ

市民の中には、参加・協働に積極的な人もいれば、あまり関心のない人もいる。また、関心はあっても時間がなくてなかなか市民参加・協働を行うことのできない人も少なくない。実際に、市民参加・協働を行っている市民よりも行っていない市民の方が多いいえよう。積極的な一部の市民だけが意見を述べたり、主体的に公共の活動をしているだけでは、真の市民参加や協働とはいえない。多くの市民が行政に参加し、そして行政とともに主体的に協働していくことが、最も基本的な課題である。

(2) 行政過程に応じた市民参加・協働の整備

市民参加の手法は、施策や事業の内容によって異なってくるだけでなく、行政活動の段階に応じて、そこにふさわしいものが異なってくる。行政活動は、計画、決定、執行、評価の過程に分けられるが、市民参加・協働を具体化するにあたっては、どの段階で、どのような手法を取り入れるのかなど、施策の各過程を見渡し、その

過程にふさわしい手法を考えていく必要がある。そして、各過程に適した手法を用いていくことを通じて、市民参加を促し、市民が主体性を持って行政とともに実施していく協働を進めていくことが必要である。

(3) 市民への情報提供と市民・行政の情報共有

市民は、行政の情報を十分に知らされなければ、適切な判断や行動ができない。市民が行政の情報を得ることは、市民参加・協働を進めるうえで不可欠の前提である。情報提供を市民参加の推進という観点から実質化し、「参加の前提」あるいは「参加推進の要素」として認識する必要がある。また、行政から市民への情報提供とともに、市民意見を聴くことは、市民参加の実体であり、それなくして市民参加は成り立たない。積極的に市民に情報提供し、市民から意見を聴くことは、市民と行政相互の理解を進めるための第一歩として取り組まなければならない。

さらに、市民と行政との相互理解を深めていくためには、市民への情報提供や市民意見を聴くことを通じて、あるいは、市民と行政との話し合いや協議の場を充実させることによって市民と行政との情報共有を進めることも重要である。とりわけ、市民と行政とが、主体性を持って共通の目的で協力・補完しあう協働の場面では、情報共有は不可欠な要素であり、今後、そのための場と方法をどのように充実していくかが課題といえる。

(4) 市民意見の反映結果の説明

市民が、行政に関心を持って提案し、意見を述べても、それが実際に反映されたかどうか分かなければ、参加しようという意欲は半減してしまう。行政へ参加し、さらに協働を実現するためには、市民からの一方通行ではなく、その結果が市民に説明されなければならない。行政には、市民意見に対して、何ができ、何がで

きないのか、できないとすればその理由は何か、をしっかりと説明することが求められる。市民意見の反映結果の説明は、市民と行政相互の理解に欠くことができないものであり、そうすることによってはじめて相互の信頼関係が構築できる。

(5) 地縁団体とテーマ型組織との連携

平成10年に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定されて以来、NPO法人は増え続け、福祉や環境、まちづくりなど、様々な分野で活動を展開するようになった。そして、町内自治会のような地縁団体とNPO法人、ボランティア団体等のテーマ型組織とがそれぞれに安心・安全のまちづくりや良好な地域環境づくりなどの分野で活動しているが、地域を基本とした従来からの地縁団体と特定のテーマ・目的ごとに集まった新興のNPO法人やボランティア団体との交流はほとんどみられない状況である。今後、地縁団体とテーマ型組織という諸中間団体が共通の課題の解決に向け、それぞれが持つ長所を生かしながら連携し、協力し合うことができれば、地域が抱える課題の解決や地域の活性化の大きな原動力となるであろう。

(6) 中間組織の機能・役割の充実

多様な主体や中間団体と行政とを媒介する組織体・会議体である中間組織は、「新しい公共空間」に実質を与えていくために、相互に議論し協力し合える場として考えることができるものである。すでに、地縁団体や各種団体などの中間団体が機能しているわけであるが、公共空間を開いていくためには、個々の団体組織が自己完結することなく、それぞれの特性を相互につないでいくことが求められる。市民相互のつながりが、行政との関係を豊かにし、実りのある協働を実現していくことにつながるのである。そして、こうしたことを媒介していく中間組織をどれだけ充実できるか、市民相互の議論の場というものをどれだけ充実させていけるかが市民参

加・協働の推進にあたっての大きなポイントになってくる。

(7) 行政職員の意識改革

市民参加・協働を促進する上では、行政職員の意識改革が重要である。職員の多くが市民参加・協働について知識・経験を持っていないこと、さらに、職員間においても意識の格差がある中で、行政の専門家としての自負、市民参加に伴う行政運営の非能率といった市民参加への消極的認識は、行政内部になお大きく存在し、市民参加へのためらいや批判的な対応となって現れているように思われる。市民参加さらには協働を可能なかぎり全行政領域に展開していく前提として、職員の意識改革を進めるとともに、参加手法に関する知識や技術等への理解を浸透させ、市民参加・協働を企画・運営できる職員を育てることが大きな課題であろう。

(8) 陳情型市民からの脱却

一方、市民の側の意識も転換が必要である。これまで、市民は、行政サービスの受け手としての意識が強く、市民参加も、行政サービスに対する批判や要望が中心となっていた。しかし、これからは、市民も公共の担い手として、行政との協働により「新しい公共空間」を形成していくことが期待されている。そこにおける市民は、単に行政に対して批判や要望をぶつけるだけではなく、自ら、あるいは行政と協力し合いながら公共の課題を解決していく主体でなければならない。そのためには、これまでのような行政に依存した陳情型の市民から、自立型の市民への転換が求められている。

(9) 市民参加、さらに協働への取組みに対するチェック

市民参加、さらに協働は、市民と千葉市という大きな組織の各部署で取り組んで

いくこととなるが、それらがあるべき取組みとしてなされたかどうかを市民が知ることは難しい。今後、市民参加・協働を推進していくためには、市の取組み全般について、目配りし、それぞれの部署でどのような取組みがなされているかを確認していく仕組みが必要である。また、市民参加・協働への取組みをチェックする仕組みは、行政内部に任せておくのではなく、市民に開かれたものとするべきである。

第3章 千葉市における市民参加・協働の基本理念と基本的方向性

1 基本理念

市民が豊かな社会経験や知識を活かして広く市政に参加し、さらに、多様な市民が主体性を持って市と協働することによって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す。

「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」は、すべての市民の願いである。私たち市民は、それぞれが持っている力をその実現に向け注いでいかなければならない。市民は多様であり、一人ひとりに異なった社会経験や知識がある。一方、地域には実に様々な課題がある。市民参加・協働は、市民の多様な社会経験や知識、創造的な活動の力を、それにふさわしい場面で活かすための営みと捉えることもできる。そこで、千葉市における市民参加と協働の基本理念として、私たち市民が豊かな社会経験や知識を活かして広く市政に参加し、さらに、多様な市民が主体性を持って市と協働することによって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを掲げたい。

この基本理念を実現するために従来の市民参加を協働の観点から見つめ直し、さらに協働へ向けた取組みをしていくことが大切である。そして、今後の長期的課題として、区政の強化など分権型の地域社会づくりを目指していくべきであり、この基本理念は其中で活かされていくべきものである。

この基本理念は、一時的・単発的に市民参加・協働が行われただけでは実現しないことは言うまでもない。補完性の原理にのっとり、当事者に即して市民が主体的に市と公共を担い、かつ、市民と市との継続的・持続的な努力をすることによってはじめて実現されるのである。

2 課題解決に向けた基本的方向性

(1) 市民参加・協働主体の拡大

多くの市民によって参加・協働を推進することは、最も基本的な課題であり、基本的方向性の第一として、広義の行政活動への市民参加・協働主体の拡大を掲げる。

市民参加・協働主体の拡大は「新しい公共空間」の形成ということから極めて重要である。市民参加・協働主体の拡大のためには、市として、まず、その機会を増やすことを考えるべきである。これまでの取組みは、それぞれの部署に任されていたため、所管の施策や事業について参加手続を設けるかどうか、どのように参加手法を具体化するのかが所管部署の自由な判断で行われてきた。今後は、これらについて、統一的な方針のもと、市全体の共通認識を持って取り組んでいく必要がある。

次に、市民参加・協働主体の拡大には、市民が参加しやすい条件づくりが必要である。市政に関心が低い市民に対しては、市の施策や事業を知らせ情報提供の充実など関心を持てるようにするきっかけづくりを、また、関心はあっても時間がないという市民に対しては、時間に拘束されない手法や参加しやすい場の提供を考えていく必要がある。

(2) 多様な市民意見の政策への反映

基本的方向性の第二として、多様な市民意見の政策への反映を掲げる。

多様な市民の意見を政策に反映させることは、市民参加・協働の意義でもある。しかし、多様な市民意見をすべて反映することはできない。重要なことは、行政が多様な意見を聴いたり、市民が主体的に行政と話し合ったりする参加・協働の過程の中で、ふさわしい解決策を見つけ出していくことである。そうすることによって、市民意見が反映されないときに、その理由が明確に説明されることにもなり、相互

の信頼関係の構築にもつながっていく。そのためには、参加の場面に応じてできる限り多くの市民に参加の呼びかけが行われたり、行政過程に応じた市民参加の手法が用意されていくことが必要になる。

(3) 市民と行政の信頼関係の構築

第三に、市民と行政の信頼関係の構築を掲げる。

市民と行政の信頼関係を構築するためには、双方の対話をより積極的に進めていくことが重要であるとともに、行政がどれだけ透明性を向上できるかが問われている。それは、持っている情報を開示するという情報公開の視点だけにとどまらず、必要な情報を市民にどれだけ提供することができるか、様々な情報をどのようにすれば市民と共有できるか、ということである。また、市民意見の反映結果の説明も不可欠である。さらには、市民参加・協働の市の取組みをチェックするための市民に開かれた仕組みが用意されることが求められよう。

(4) 市民と行政との役割分担の見直し

第四に、市民と行政との役割分担の見直しを掲げる。

少子高齢化による社会構造の変化や市民の価値観・ライフスタイルの変化等とともに新たな公共の課題が生じている。これらの課題の解決にあたって、市民と行政との役割分担を明確に線引きできない状況になってきている。市民のニーズが多様化し、公共領域が拡大する中で、行政だけで様々な公共課題を解決することには限界がある。これからは、行政でなければ解決できないものは引き続き行政が責任を持って解決していくこととなるが、市民の手で解決すべきものについては市民が主体的にその解決にあたり、市民が行政と協力し合いながら解決できるものは、市民と行政とが協働して取り組むことによって解決していくことが求められている。

(5) 市民相互および市民と行政との合意形成

第五に、市民相互および市民と行政との合意形成を掲げる。

市民参加や協働を実際に行っている市民や市民団体は多数存在するが、個々に行政との接点を持つだけで、お互いの行き来、いわば、横のつながり（例えば、個人個人での合意形成や町内自治会とNPOとの連携やNPO同士の連携など）は、希薄であるといえよう。つまり、市民参加や協働を現に行っている市民や市民団体の間でも、必ずしも合意形成ができていたとはいえない。多様な主体が結びつき、相互に目的を共有することにより、今までにない新たな活動が生まれる可能性が出てくるのではないだろうか。そのためには、市民・市民団体はいかなる課題や困難を抱えているのか、市民の中にはいかなる人材・資源・能力が存在しているのか、市民・市民団体相互に協力することがいかなるエネルギーを生み出すことになるのかを相互に確認し合う「場」が求められており、中間組織の役割が重要になっている。また、このように市民相互の合意形成が充実していくということからは、市民と行政とがパートナーシップの関係になっていくことが期待される。補完性の原理に基づきながら、適切な主体が適切な能力を発揮することによって当事者にふさわしい公共の活動が求められている以上、こうしたパートナーシップの関係の中で、適切な現状認識・協力体制の構築・問題解決が図られていくことが望まれる。

(6) 当事者（行政・市民）の意識改革

最後に、広い意味で行政活動に携わる当事者（行政・市民）の意識改革を掲げる。

当事者の意識改革は、これまで述べたすべての基本的方向性に関係する事柄である。すなわち、行政職員の意識が変わらなければ、市民への積極的な情報提供や市

民意見に対する真摯な対応はなされず、行政過程に応じた適切な参加手法をとることもできない。また、市民の意識が変わらなければ、市民参加・協働の主体は広がらず、市民相互間の連携や合意もできず、行政に依存した陳情型の市民から脱却できない。そして、双方の意識が、厳格な公私二分の考え方（公は公、民は民であり、それぞれの領域をはっきり区別し、お互い口を出さないという発想）のままでは、市民参加・協働をさらに進めていくことは難しい。そこで、行政職員が意識を変え、同時に市民も意識を変えていくことが、市民参加・協働を推進していくためには必要である。

第4章 市民参加・協働の進展のための施策

今後、市民参加条例制定に向け策定される市民参加推進計画において、盛り込む必要があると考える施策を提案する。

1 市民参加・協働主体の拡大のために

市民参加・協働の機会を増やす。

市民参加・協働を推進するための組織のあり方として、行政各部門が参加し、市民参加・協働の基本理念や基本的方向性にに基づき、市全体としての方針や計画を策定すること等により、市民参加・協働の機会を拡充していくための市の体制（推進組織）を整備する。

また、推進組織には、いわゆる行政の縦割りの弊害をなくすため、組織横断的な問題に対し、所管する部署を明確にしたり、部門間の意見調整を行うなどの調整機能の発揮を期待する。

市民参加・協働をしやすい条件を整備する。

市民参加・協働の機会を設ける際に、時間に拘束されている市民には昼間だけでなく夜間等に会議を開いて出席しやすくしたり、障がいのある市民にも利用しやすい施設を使用したりなどして、多様な市民が参加・協働できるようにする。

市民参加・協働を促進するための拠点の整備や啓発を行う。

ボランティア情報等を収集提供し、さらには情報共有やボランティア等の育成のための拠点を整備する。また、協働のきっかけづくりのための啓発活動を行う。

2 市民意見の政策への反映のために

施策の段階に応じ適切な参加手法を取り入れる。

施策を企画する際に、施策の計画・決定・執行・評価の各段階（過程）に応じ、参加者をどう選ぶのか、参加のプロセスをどのようにつくるのか、参加の場と方法をどのようにつくるのかを構想し、適切な参加手法を取り入れる。

既存の市民意見の反映手法をより効果的に活用する。

パブリックコメントの際の公表内容をより分かりやすく工夫することや審議会等の委員の公募制導入を促進することなど、市民参加・協働を推進する観点から既存の手法を効果的に活用していく。

新たな市民意見の反映手法の導入を進める。

インターネットモニター（ITを活用した広聴手法）を導入するほか、他の地方自治体で導入している市民政策提案制度⁸等について実施状況等の調査検討を行う。

住民投票制度について調査・研究する。

住民投票制度については、住民投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり方等について議論があるところであり、行政のみならず議会との関係にまで射程を拡げた包括的検討を要する。今後、住民投票をすべき市政上の重要な課題が生じることも考えられるため、他の自治体における事例等を調査・研究していくことが必要である。

⁸ 市民政策提案制度

市民が、市の政策を提案する制度で、市は提案内容を総合的・多面的に検討し、その結果を提案者に通知（公表）するもの。

3 市民と行政の信頼関係の構築のために

市民への情報提供、情報共有に積極的に取り組む。

市政だより、ホームページ、住民説明会、パブリックコメントなど、様々な機会を活用して市政情報を市民に提供し対話をする場を増やしていく。

市民意見の反映結果が市民にわかるようにする。

市民から聴いた意見に対する反映結果を市民に明確に示す。また、反映結果が市民に共通する事項である場合は、できる限りそれを公表する。

市民参加・協働の取組みをチェックする仕組みを設ける。

市民参加・協働に関する市の取組み結果を確認するための仕組みとして、市民を含む外部委員による（仮称）市民参加推進会議を設ける。

4 市民と行政との役割分担の見直しのために

市民と市との協働を促進する。

市民と市とが協働して解決していくことが望ましい課題については、積極的に協働事業として取り組んでいく。

協働主体の活動を支援する。

町内自治会、ボランティア団体、NPO等の協働主体の活動を支援するとともに、他の地方自治体で導入している市民活動協働事業提案制度⁹などについて実施状況等の調査検討を行う。

⁹ 市民活動協働事業提案制度

地域の多様な課題について、市民の発想を活かした提案を募集し、提案団体と市がともに「公共サービス」の担い手となり、「協働」して解決に取り組んでいくもの。

5 市民相互および市民と行政との合意形成のために

対話型の市民参加を支えるコーディネーターやファシリテーターを育てる。

住民説明会、ワークショップなど対話型の市民参加手法の中で市民・市民団体相互間の利害調整や施策実現に向けた意見集約が円滑に行えるよう、議論の先導役となるコーディネーターやファシリテーター¹⁰を市民と行政職員の双方で育てていくことが求められる。具体的には、市民と職員が共に参加して知識や技能を理解しうる講座を開催する。

中間組織の機能を充実する。

地縁団体とテーマ型組織との連携を促進する観点から、多様な市民参加・協働主体によって構成される中間組織の合意形成機能を充実する。代表的な中間組織である区民懇話会については、まちづくりの実践活動等の役割を果たすことが困難になっていること、委員全員を公募にしているが、委員定数を充足することが困難になっていること、実現可能な提案が少ないことなどの問題が生じている。そこで、委員の構成・任期、テーマの選定、会議の運営方法等これまでの課題のほか、活動費に対する市の負担のあり方、当初の制度構想において想定していなかった諸問題への対応などを総合的に見直し、ある種の制度改正を行う必要がある。中間組織の一つとして、市民が主体的に公共の活動に関わる組織に改変していくことが求められる。

¹⁰ コーディネーターとファシリテーター

コーディネーターとは、問題点を抽出・整理・分析し、リーダーシップを発揮して会議を進めて行く者をいう。また、ファシリテーターとは、参加者の心の動きや状況を見ながら、実際にプログラムを進行して行く者（促進者）をいい、参加者が自分の考えを述べられるよう援助し、参加者の主体性を引き出していく役割を担う。

6 当事者（行政・市民）の意識改革のために

市民と行政職員との学びの場を設ける。

市民（学生、市民団体等多様な主体の参加を想定）と行政職員が共に公共課題について学び、意見交換し、解決策を考え合う学習の場として（仮称）市民大学を設ける。

行政職員に対する研修を充実する。

コーディネーターやファシリテーターに関する研修など市民参加・協働に関する研修を取り入れ、行政職員に市民参加・協働に関する知識や技能を身につけさせる。

なお、双方の意識改革に関して付言する。

行政職員は、行政職員と市民の二つの生活を持っている。行政職員としての仕事をするにあたっては、市民としての自分の目でみてみるという複眼的視点を持つことが、市民参加・協働を可能にするであろう。一方、市民は、行政がどのように行われているか、想像力を駆使して考えてみるべきである。行政情報については、公開され入手できるものは把握しておくことが必要であろう。また、市民として関心を持つ問題（例えば、子育て支援、ゴミ問題、安心・安全のまちづくりなど）に関して、情報を行政から積極的に収集するように努めるべきである。このような形で、行政と市民が互いに意識改革を進めれば双方の溝は格段に埋まり、市民参加や協働が進むであろう。

おわりに

千葉市市民参加懇話会も全部で8回を数え、その間、様々なテーマについて話し合われた。懇話会に参加したメンバーも、学識経験者のみならず、町内自治会やNPO・ボランティア団体等の各団体の代表、公募で選ばれた市民と、実に多士済々であった。

話合いも、最初は、市民参加・協働に関するフリートークから始まり、市民参加・協働に関する思いのたけを委員それぞれがぶつけた。市民参加・協働に関する思いは、各人各様であったが、皆、千葉市の市民参加と協働を活性化させていこうという思いでは、一致していたと思う。

検討の中では、市民参加が、なぜ必要なのか、私にとっての市民参加とは、そして、私たちにとっての市民参加とは何かということも話し合ってきた。この提言で述べた基本理念と6つの基本的方向性は、私たちの議論の到達点であり、千葉市が市民参加・協働の推進に取り組むにあたっての柱となるよう掲げたものである。これらの柱が、これからの市民参加推進計画や条例の策定に受け継がれていくことを期待する。

私たち市民も、市民参加を行い、さらには協働の主体として自覚と責任を持って歩んでいかなければならない。市民参加、そして、協働への流れは、ゆっくりではあるが、着実に進んでいる。このような流れの中で、私たち市民は、主体性を持って公共の活動をしていくことが今後さらに必要となっている。この流れを進めるか否か、その成否は最終的には私たち市民にかかっているといえるだろう。

今後、私たちの提言の趣旨が、様々な施策の中で活かされ、千葉市の市民参加、さらには、協働へと大きく進展していくことを願うものである。

資料

検討の経過

	期 日	内 容
第1回	H18. 5. 30(火)	・委嘱状交付 ・会長・副会長選出 ・今後の進め方 ・フリートーク()
第2回	H18. 6. 10(土)	・フリートーク()
第3回	H18. 7. 5(水)	・フリートーク()
第4回	H18. 8. 9(水)	・千葉市の市民参加と協働について(現状と課題、基本的方向性)
第5回	H18. 8. 21(月)	・「公共」と「協働」の定義について ・行政・市民の意識改革について
第6回	H18. 9. 14(木)	・市民参加と協働の手法について
第7回	H18. 10. 5(木)	・市民参加と協働の手法について ・提言について
第8回	H18. 11. 21(火)	・提言書の取りまとめ

千葉市市民参加懇話会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市における市民参加のあり方について調査審議等を行うため、千葉市市民参加懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「市民参加」とは、市の施策の意思形成過程等における市民の参加及び市の施策の実施段階における市民と市の協働をいう。

(所掌事項)

第3条 懇話会は、市民参加のあり方に関する次の事項について調査審議し、市長に提言するものとする。

- (1) 市民参加の基本理念
- (2) 市民参加の対象
- (3) 市民参加の手法
- (4) その他市民参加のあり方に関する事項

(組織)

第4条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法律、地方自治、社会学等に関し学識経験を有する者
- (2) 市民参加に関わりのある団体の代表者又はこれに準ずる者
- (3) 市の公募に応じた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱する日から、平成19年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から市長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第7条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者からの意見の吸収)

第8条 懇話会は、その会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(起草委員)

第9条 懇話会は、提言案を起草させるため、起草委員を置くことができる。

2 起草委員は、第4条第2項第1号の委員の中から会長が指名する。

(庶務)

第10条 懇話会の庶務は、市民局市民部市民総務課において処理する。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成19年3月31日をもってその効力を失う。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が召集する。

千葉市市民参加懇話会委員名簿

氏 名	所 属 (役 職)
(すずき つねお) 鈴木 庸夫	千葉大学大学院専門法務研究科教授
(せきや のぼる) 関谷 昇	千葉大学法経学部助教授
(いそだ よしひこ) 磯田 好彦	株式会社ちばぎん総合研究所 受託調査部長
(おおしま あきら) 大嶋 昭	公募市民
(おがわ よしはる) 小川 正治	公募市民
(くりた かずお) 栗田 和夫	まちづくりちば市民の会代表常任理事
(たかはし さちこ) 高橋 祥子	JA千葉みらい理事
(ちかもと かずお) 近本 和夫	株式会社千葉日報社 総務局長
(ながい さとし) 長井 巧	千葉市町内自治会連絡協議会会長
(ふじた まさお) 藤田 雅夫	千葉商工会議所常務理事
(まえだ たかひろ) 前田 尊博	公募市民
(まきの まさこ) 牧野 昌子	NPOちば市民活動・市民事業サポートクラブ代表理事
(まつい かよこ) 松井 佳代子	公募市民
(まつだ そのこ) 松田 苑子	淑徳大学総合福祉学部教授
(みやざき たけお) 宮崎 武雄	公募市民

(敬称略)

会長 副会長 起草委員